

関係機関・団体からの質問・意見に対する回答一覧

団体等	質問・意見	回 答
阿野呂自治会	<p>町職員等のために設置している喫煙所について キャッチボイスにも掲載された町職員等のために設置している喫煙所について、今後の取り扱いをお聞きしたい。しゃるる等、他の施設等にも設置されている喫煙所についてもあわせて町長の考えをお聞きしたい。</p>	<p>【総務課】 本町では、健康増進法（令和 2 年 4 月全面施行）の改正に伴い、役場庁舎等につきましては、屋外の指定場所に限り、職員および来庁者向けの喫煙場所を設置しております。町といたしましては、町民の皆様の健康増進を推進する立場から、職員の喫煙率低下および受動喫煙防止の観点を踏まえて、喫煙所の設置場所の見直しを実施してまいりました。健康増進法第 25 条におきましては、多数の方が利用する施設の管理者に受動喫煙防止のための必要な措置を講ずるよう努めることが定められており、役場庁舎等においても屋内禁煙を基本として適切な喫煙環境の管理を継続してまいります。</p>
角田第 2 町内会	<p>災害時の避難場所について 昨年のもち懇でもお聞き致しましたが、閉校後の角田小学校を角田町民の災害時避難場所として指定していただけるのか再度お尋ね致します。</p>	<p>【総務課】 現在、角田小学校は指定避難所に登録されており、対象地域を、角田町内会連合会、旭台自治会、杵臼自治会としています。学校の統合により、今後、校舎・体育館などの利活用に向けた検討を進めることとなりますが、対象地域の皆さんの避難所を確保することを前提に、ご意見を伺いながら協議を進めたいと考えております。</p>
	<p>くりやま暮らし応援電子商品券について 町民一人に 2,000 円の電子マネーが配付されました。未使用者が無く 100%使用されたのでしょうか。また、未使用者が何パーセントいたのでしょうか。そして未使用者に配付されたお金はどこに行くのかお尋ねします。</p>	<p>【商工観光課】 1 点目、『未使用者なく 100%使用されたのか、また何%が未使用なのか』についてではありますが、くりやま暮らし応援電子商品券は総額 21,074,000 円分を発行しておりますが、その内の 86.5% (18,221,178 円) が使用され、残りの 13.5% (2,852,822 円) は使用されませんでした。 なお、電子商品券を配付した人数に対する使用人数につきましては、くりやまネイポジポカード会で管理しているシステムでは個人単位の詳細な情報の集計が困難であったため把握しておりません。 2 点目、『使用されないまま有効期限が切れてしまった、くりやま暮らし応援電子商品券について』ではありますが、ポジポカードにチャージされた電子マネーは有効期限が切れると失効（残高がなくなる）してしまうため使用することはできなくなります。本事業は、物価高騰による国の経済対策「重点支援地方交付金」と一般財源を資本に実施しており、使用されなかった未使用分（13.5%相当、2,852,822 円）は一般財源を減額することになっています。（国交付金 884.7 万円、一般 1,222 万 7 千円）</p>